

ICT を活用した場合の情報管理に関連する通知等抜粋

○ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

(5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。

○ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）

(4) 医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の取扱い

医療機関等において、医療情報システムを導入したり、診療情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号）によることとし、各医療機関等において運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとする。

○ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第4.2版）

7 電子保存の要求事項について

法的に保存義務のある文書等を電子的に保存するためには、日常の診療や監査等において、電子化した文書を支障なく取り扱えることが当然担保されなければならないことに加え、その内容の正確さについても訴訟等における証拠能力を有する程度のレベルが要求される。誤った診療情報は、患者の生死に関わることであるので、電子化した診療情報の正確さの確保には最大限の努力が必要である。また、診療に係る文書等の保存期間については各種の法令に規定されており、所定の期間において安全に保存されていなくてはならない。

これら法的に保存義務のある文書等の電子保存の要件として、真正性、見読性及び保存性の確保の3つの基準が示されている。それらの要件に対する対応は運用面と技術面の両方で行う必要がある。運用面、技術面のどちらかに偏重すると、高コストの割に要求事項が充分満たされなかったり、煩わしさばかりが募ったりすることが想定され、両者のバランスが取れた総合的な対策が重要である。各医療機関等は、自らの機関の規模や各部門システム、既存システムの特性を良く見極めた上で、最も効果的に要求を満たす運用面と技術面の対応を検討されたい。

7.1 真正性の確保について（略）

7.2 見読性の確保について（略）

7.3 保存性の確保について（略）

8 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準

診療録等の保存場所に関する基準は、2 つの場合に分けて提示されている。ひとつは電子媒体により外部保存を行う場合で、もうひとつは紙媒体のまま外部保存を行う場合である。さらに電子媒体の場合、電気通信回線（以降ネットワーク）を通じて外部保存を行う場合が特に規定されていることから、実際には次の3 つに分けて考える必要がある。

- (1) 電子媒体による外部保存をネットワークを通じて行う場合
- (2) 電子媒体による外部保存を磁気テープ、CD-R、DVD-R 等の可搬媒体で行う場合
- (3) 紙やフィルム等の媒体で外部保存を行う場合
(中略)

8.1 電子媒体による外部保存をネットワークを通じて行う場合 (略)

8.2 電子媒体による外部保存を可搬媒体を用いて行う場合 (略)

8.3 紙媒体のまま外部保存を行う場合 (略)

8.4 外部保存全般の留意事項について (略)